

国土交通省大阪航空局は、平成 16 年 12 月 17 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により、新北九州空港駐車場整備等事業(以下「本事業」という。)に関する実施方針を公表した。今般、同法第 6 条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条に規定する特定事業の選定における客観的評価の結果をここに公表する。

平成 17 年 1 月 24 日

大阪航空局長 茨木 康男

新北九州空港駐車場整備等事業 特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

新北九州空港駐車場整備等事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

国土交通大臣 北側一雄

(国土交通大臣から本事業についての事務の委任を受けた者、大阪航空局長 茨木康男)

(3) 事業目的

国土交通省大阪航空局(以下「当局」という。)では、平成18年3月までに開港予定の新北九州空港において、空港利用者のための駐車場(以下「施設」という。)を設計、建設、運営及び維持管理し、空港内の交通秩序を維持し、併せて空港利用者の利便性の向上を図ることとしている。

(4) 事業内容

本事業において、選定事業者(以下、「事業者」という。)が行う業務は以下のとおりである。

- 1) 施設の設計及び建設に関する業務
- 2) 施設の運営及び維持管理に関する業務

(5) 事業方式

事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理業務を遂行した後、公共施設の管理者等である当局に所有権を無償で移転する方式(BOT(Build, Operate and Transfer))により実施する。

(6) 事業期間

契約締結日から平成33年3月までの期間とする。

(7) 公共施設等の立地条件及び規模

1) 立地に関する事項

項目	概要	
事業計画地	福岡県北九州市小倉南区空港北町	
事業実施敷地面積	周回道路内側駐車場 / 約 50,000 m ²	
	身体障害者専用駐車場 / 約 1,100 m ²	
敷地前面道路	北(入口)側	市道 / 2車線
	東(出口)側	市道 / 2車線
用途地域	指定なし	
高度地区	指定なし	
防火・準防火	指定なし	
その他地域地区	都市計画区域内 市街化調整区域	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	

2) 施設に関する事項

項目	概要	
駐車場の形式	平面駐車場	
駐車台数	周回道路内側駐車場 / 普通自動車 1,483 台以上	
	身体障害者専用駐車場 / 普通自動車 17 台以上	

(8) 選定事業者の収入及び費用

事業者の収入は、施設利用者から徴収する駐車料金等とする。

事業者は、事業費、公租公課、土地・工作物使用料、応募に係る費用等、上記(4)の業務を実施するにあたり必要な費用を負担するものとする。

2. 評価内容

(1) 評価方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示11号)及び新北九州空港駐車場整備等事業実施方針に基づき、事業期間全体に渡るコスト算出による定量的評価及びサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うものとする。

(2) 定量的評価

1) 定量的評価の方法

本事業は、当局が事業を実施する場合も民間事業者が運営・維持管理することを前提としており、国有財産使用料等の収益が見込まれることから、国が実施する場合の国の収支額と、PFI方式で実施する場合の国の収支額を比較することにより評価する。

2) 前提条件

本事業において、国が実施する場合の国の収支額と、PFI 方式で実施する場合の国の収支額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、当局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、応募者からの提案の前提条件と一致するものでもない。

前提条件一覧

	国が実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする収入	<ul style="list-style-type: none"> 国の収入 ・国有財産（土地）使用料 ・国有財産（工作物）使用料 ・法人税 ・消費税 事業者の収入 ・駐車料収入 	<ul style="list-style-type: none"> 国の収入 ・国有財産（土地）使用料 ・法人税 ・消費税 事業者の収入 ・駐車料収入 <p>時間あたりの料金単価は、類似空港の実態を参考に設定。</p>
	<p>駐車料収入は、下記の方法により算定した。</p> <p>本施設の利用台数は、類似空港駐車場及びその周辺民間駐車場の過去3カ年の利用実績から年間航空旅客千人当たりの利用台数を推計し、新北九州空港の年間航空旅客需要予測から推計。</p> <p>の推計値に、類似空港駐車場及びその民間周辺駐車場の利用実績から得られる1台あたりの平均駐車料を乗じて年間駐車料収入を推計。</p>	
算定対象とする支出	<ul style="list-style-type: none"> 国の支出 設計費 建設費 ・舗装工事（含む用地造成） ・排水工事 ・付帯施設工事 ・照明工事 ・身障者用ルーフ工事 市町村交付金 事業者の支出 設計費 建設費 ・駐車場管理機器設置工事 運営・維持管理費 ・人件費 ・光熱費 ・清掃費 ・修繕費 ・機器点検等保守費 減価償却費 公租公課 借入金返済・支払利息 国有財産（土地）使用料 	<ul style="list-style-type: none"> 国の支出 ・市町村交付金 事業者の支出 設計費 建設費 ・舗装工事（含む用地造成） ・排水工事 ・付帯施設工事 ・照明工事 ・身障者用ルーフ工事 ・駐車場管理機器設置工事 運営・維持管理費 ・人件費 ・光熱費 ・清掃費 ・修繕費 ・機器点検等保守費 ・保険費用 減価償却費 公租公課 借入金返済・支払利息 国有財産（土地）使用料
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設期間 8ヶ月 ・運営・維持管理期間 15年 ・駐車場の形式・台数 平面駐車場、普通自動車1,500台 ・規模・構造 敷地面積；約51,100㎡、アスファルト舗装 ・インフレ率 0% ・割引率 3% 	
設計・建設に関する支出	既存類似施設の実績及び近年の物価水準等並びに関係事業者の参考見積りに基づき設定。	設計・建設の一括発注及び民間事業者の創意工夫やノウハウの活用等により一定の費用縮減が見込めると想定。
運営・維持管理費に関する支出	既存類似施設の実績及び近年の物価水準等並びに関係事業者の参考見積りに基づき設定。	運営・維持管理を考慮した設計・建設による業務の効率化及び民間事業者の創意工夫により一定の費用縮減が見込めると想定。
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 国の資金調達 ・空港整備特別会計 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の資金調達 ・自己資金（資本金） ・市中銀行借入

3) 算定方法

上記2)の前提条件に基づき、国が実施した場合の国の収支額と、PFI方式により実施した場合の国の収支額を事業期間中にわたり年度別に算出し、各々の現在価値換算額を算定した。

4) 評価結果

上記2)の前提条件に基づき、国の収支額を比較考量した結果、本事業を国が実施した場合に比べ、PFI方式により実施した場合は、現在価値換算後で、事業期間中の国の収支額が約1.6億円増加することが見込まれる結果となった。

(3) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施した場合、上記(2)のような定量的な効果に加え、PFI事業の担い手として一連の業務を民間事業者に委ねることにより、定性的な観点から以下のような効果が期待できる。

1) 事業効率の向上

施設の設計・建設から運営・維持管理までを一括して民間事業者に委ねるため、運営・維持管理方針等と十分に整合した施設の設計・建設を行うことにより、供用開始後の適切な運営・維持管理を実施することが可能となり、事業効率の向上と民間事業者の創意工夫が期待できる。

2) 利用者ニーズに応じた良質なサービスの提供

事業者が有する専門的な知識や技術を活用することにより、利用者ニーズに応じた良質なサービスを提供することが可能となるとともに、ニーズの変化に応じたサービス内容及び運営・維持管理体制の柔軟な対応が期待できる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価における国の収支額の増加に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。